

職業安定分科会(第 192 回)	資料2-1
令和5年 3月 17 日	

雇用保険法施行規則の一部を改正する省 令案要綱 (雇用調整助成金の特例措置関係)

厚生労働省発職 0317 第 1 号

令和 5 年 3 月 17 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用調整助成金制度の改正

- 一 雇用調整助成金の対象となる休業及び教育訓練（以下「休業等」という。）の要件を緩和すること。
- 二 令和五年四月一日から同年六月三十日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等を行う新型コロナウイルス感染症関係事業主及び令和五年四月一日から同年六月三十日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等を行う事業主（景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたもの）に限り、新型コロナウイルス感染症関係事業主を除く。）については、当該休業等に限り、当該休業等の実施についてあらかじめ都道府県労働局長に届け出ることを要しないこととする。
- 三 新型コロナウイルス感染症特例対象期間中に雇用調整助成金の支給を受けたことがある新型コロナウイルス感染症関係事業主であつて、令和五年四月一日から令和六年十一月三十日までの間に新たに休業等（新型コロナウイルス感染症特例対象期間とは異なる対象期間に行われるものに限る。）に係る雇用調整助成金の支給を受けようとする事業主の当該雇用調整助成金の対象期間は、当該事業主が指定した

日（当該指定した日が当該事業主の直前の判定基礎期間の末日の翌日から起算して一年を超えているものに限る。）から起算して一年とすること。

四 その他所要の改正を行うこと。

第二 施行期日等

- 一 この省令は、令和五年四月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。